

## 第 3 2 号議案

旅館業の営業許可に係る意見について

上記の議案を提出します。

平成 3 0 年（ 2 0 1 8 年） 1 0 月 5 日

提出者 中野区教育委員会教育長職務代理 伊藤 亜矢子

（提案理由）

旅館業の営業許可について、旅館業法第 3 条第 4 項に基づき中野区保健所長から意見を求められたので、意見を申し出る必要がある。

## 旅館業の営業許可に係る意見について

平成30年8月29日付で、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第4項に基づき中野区保健所長から意見を求められた別紙について、下記のとおり回答する。

### 記

- 1 中野区立桃花小学校の清純な施設環境が著しく害されるおそれの有無については不明であるが、そのおそれが生じないよう当該旅館・ホテルの営業許可に当たっては、清純な施設環境の維持と当該旅館・ホテル営業の運用ルールの確立について配慮を求める。
- 2 地域の良好な生活環境を保つため、当該旅館・ホテルの宿泊者の迷惑行為があった場合における施設管理者への連絡方法の明示や地域の住民からの苦情について真摯に臨むための体制の確保について、当該旅館・ホテルの管理者への指導を要望する。
- 3 当該小学校からの意見について、次のとおり申し添える。
  - (1) 当該施設の位置は、学校を支援する地域及び町会の方々が何世代にわたり住んでいる地域であることを認識されたい。
  - (2) ホテルの看板などの外観、出入りする人の立ち居振る舞い、大きな声での話し声などの騒音は児童の恐怖感につながらないか、安心して安全な地域環境の維持に努められたい。
  - (3) 当該施設及び周辺清掃や衛生状況等が児童の教育上好ましくないものにならないか危惧する。

上記の(1)から(3)に掲げる事項を踏まえ、経営者及び施設の運営者に当たっては、宿泊者の把握に努め、利用のルールを徹底し、責任をもって管理されたい。また、現地を適宜巡回し、当該施設の管理を行っていただきたい。

旅館業の営業許可に係る意見について

旅館業法第3条第4項の規定により、下記のとおり教育委員会の意見を求める。

記

- 1 申請地  
東京都中野区中央五丁目47番8号
- 2 申請者  
Jeffery 株式会社
- 3 営業種別及び名称  
旅館・ホテル営業 グランデュオ中野
- 4 新設譲渡等の別  
新規
- 5 施設概要等
  - (1) 建物の種類  
鉄骨鉄筋コンクリート造
  - (2) 使用部分  
地上1階から5階まで
  - (3) 客室及び定員  
13室55名
  - (4) 概ね100メートル区域内の学校等  
中野区立桃花小学校（41メートル）